

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

令和元年（2019）年 10 月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても現行の処遇改善加算に加え、加算算定を行っております。当該加算を算定するにあたり、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

1. 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること。
2. 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ 1 つ以上の取り組みを行っていること。
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じて「見える化」を行っていること。

【見える化要件について】

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

【当法人の賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容】

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	研修にて法人の理念などの説明等の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	介護福祉士取得を目指す者への、施設内での講習や実技講習の実施
	エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入	新入職員へのプリセプター制度の導入、働きやすい環境の整備を行っている

<p>両立支援・多様な働き方の推進</p>	<p>職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備</p>	<p>子育て・介護等の家庭事情等に配慮した正規職員への勤務シフトの導入。 併せて非正規職員から正職員への転換を奨励</p>
<p>腰痛を含む心身の健康管理</p>	<p>短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</p>	<p>館内全面禁煙、屋外喫煙スペースの設置、休憩室を増設設置。メンタルヘルスチェック実施</p>
<p>生産性向上のための業務改善の取組</p>	<p>タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</p>	<p>離床センサー、センサーマット等の導入 医療用PHSの整備</p>
<p>やりがい・働きがいの醸成</p>	<p>ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供</p>	<p>ご家族からの謝意等を職員掲示板等への掲示</p>